

令和6年度 第1回 奄美市総合戦略会議

日時：令和6年11月26日（火）13:30～15:30（予定）

場所： AIAI ひろば 2階 多目的ホール

次 第

1. 開 会
2. 辞令交付
3. あいさつ
4. 座長の選出
5. 議 事
 - (1) 総合戦略会議について
 - (2) KPI の現状について
 - (3) 総合戦略素案について
 - (4) その他
6. 閉 会

配付資料一覧

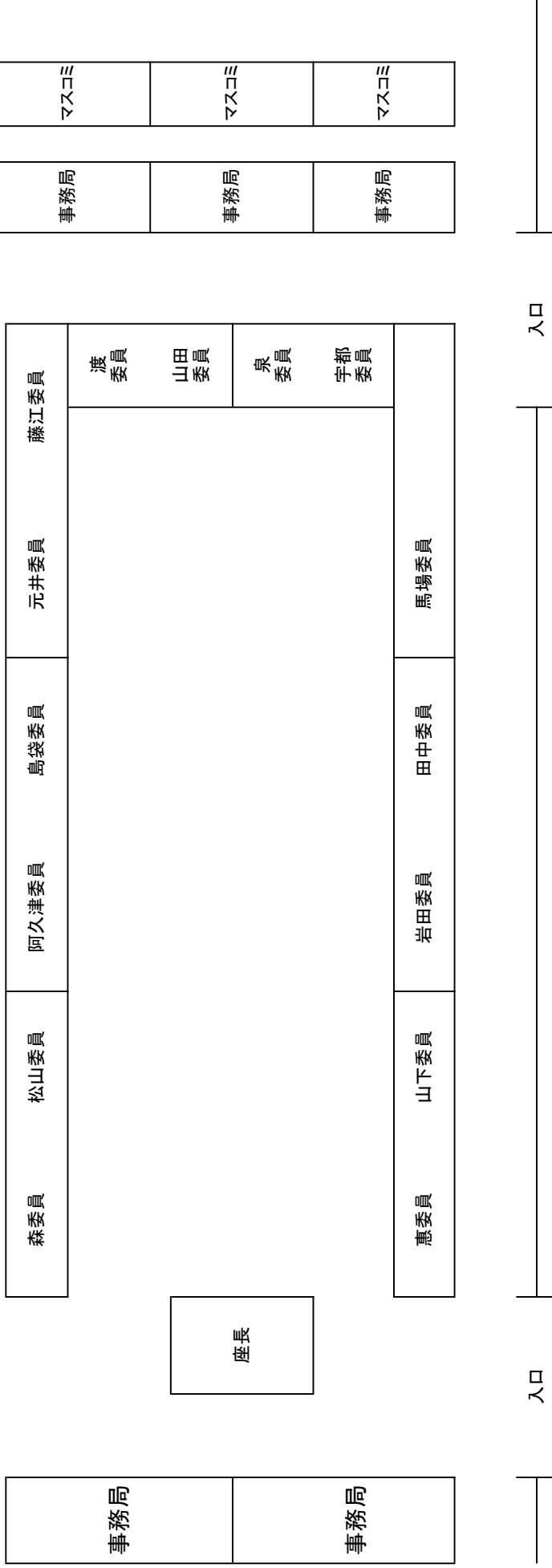
- 【資料1】 奄美市総合戦略策定体制
- 【資料2】 奄美市総合戦略のこれまでの経緯
- 【資料3】 奄美市「攻め」の総合戦略 2020KPI
- 【資料4】 奄美市総合戦略策定の基本的な方向性
- 【資料5】 奄美市「未来づくり」総合戦略 2025 素案
- 【参考資料1】 令和2～6年度地方創生関連事業
- 【参考資料2】 奄美市攻めの総合戦略 2020
- 【参考資料3】 奄美大島における将来目標人口の設定について
- 【参考資料4】 奄美市における行政計画体系図

奄美市総合戦略会議名簿

	分野	専門分野等	所属	役職	ご芳名	備考
1	産業	商業分野全般	奄美大島商工会議所	副会頭	恵 枝美	
2		観光分野	一般社団法人 奄美群島観光物産協会	統括リーダー	山下 久美子	
3		農業分野	くっかる農園		岩田 聡	
4		情報分野	奄美情報処理専門学校	学科長	田中 豪	
5	金融	金融	独立行政法人 奄美群島振興開発基金	総務企画課長	平井 真仁	欠席
6	大学	経営学・マーケティング	鹿児島大学法文学部	講師	馬場 武	
7		子育て等	鹿児島女子短期大学	教授	宇都 弘美	
8	行政	雇用・労働環境	ハローワーク名瀬（名瀬公共職業安定所）	総括職業指導官	泉 仁志	
9	労働	女性の労働環境等	連合奄美地域協議会	事務局長	山田 たまき	
10	報道	報道	NPO法人 ディ	パーソナリティ	渡 陽子	
11	地域	地域住民の代表	アルク Kiddy CAT 英語教室 Gajumaru House 朝仁校		藤江 真澄	
12		地域住民の代表	元井農園		元井 奈々華	
13		地域住民の代表	前島商店	代表	島袋 寿美	
14		地域住民の代表	自家焙煎珈琲 豆と麦		阿久津 佑希	
15		地域住民の代表	アロマトリートメントサロン TERASU		松山 奈津美	
16		地域住民の代表			森 喜宣	

11/26 (火)@AIAひろば 2階 多目的ホール

○第1回奄美市総合戦略会議 座席図 13:30～



奄美市総合戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり、専門的見地から意見を聴くため、奄美市総合戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 戦略会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）に規定する地方人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及び総合戦略の策定に関して意見、助言等を行うこと。
- (2) その他人口ビジョン及び総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 戦略会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 産業分野における団体の役員及び職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 行政機関における団体の役員及び職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 奄美群島成長戦略ビジョンの重点3分野である、農業分野、観光交流分野、情報通信分野、それぞれにおける団体の役員及び職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 教育機関における団体の役員及び職員のうちから市長が委嘱する者
- (5) 金融機関における団体の役員及び職員のうちから市長が委嘱する者
- (6) 労働団体における団体の役員及び職員のうちから市長が委嘱する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

3 戦略会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 座長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。

5 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該年度末までとする。

(会議)

第5条 戦略会議は、必要があると認められる場合に市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 戦略会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第7条 戦略会議の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。